

# 処 分 基 準

平成21年2月26日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第77条第4項
処 分 の 概 要： 道路使用許可の条件の変更・付加
原権者(委任先)： 警察署長(高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官)
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長は、 道路や交通の状況等の変化により道路使用許可の審査時には予見 し得なかった交通の安全と円滑に著しい支障が新たに生じたとき は、法第77条第3項に基づき付した条件を変更し、又は新たに 条件を付することができる。
問 い 合 わ せ 先： 徳島県警察本部交通部交通規制課規制第二係 (088-622-3101 内線5172) 警察署交通課
備 考：